

第50回・第4期第8回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和3年（2021年）9月17日（金）18：30～19：20
開催場所	オンライン会議及び書面会議併用 （傍聴場所：市役所3階 特別会議室）
次 第	1 開会 2 議事 （1）協働契約に係るガイドラインの作成について （2）第4期まとめについて 3 その他 4 閉会
出席委員	1 オンライン会議出席委員 久会長、足立委員、飯室委員、平原委員、喜多委員、沖野委員、檜垣委員、牟田委員、永崎委員、福永委員 2 書面会議出席委員 加藤委員、松川委員、田中委員、山口委員、柴委員
開催形態	公開（傍聴人0名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は9名（遅れて1名参加のため、最終出席者計10名）、書面で5名であり、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は0名であることを報告した。

2 議事

（1）協働契約に係るガイドラインの作成について

事務局より、協働契約に係るガイドラインの作成に至る協働契約のあり方検討部会での議論の経過について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア （会長）協働契約に係るガイドラインは専門性が高く、また、市役所内部の調整が重要であるということで、事務局で素案を作成してもらいたいというのが部会の意見である。事務局に素案作成してもらおうという方向性でよいか。（異議なし。）
それでは、事務局に素案作成をいただく方向性で進める。ただ、委員の期が次回から第5期になるので、どういう判断をされるかについては、第5期の委員で決めてもらえたらと思う。また、書面会議の意見も議事録に掲載し、次期委員に引き継ぐということでよいか。（異議なし。）

（2）第4期まとめについて

事務局より、協働のまちづくり促進委員会第4期の活動のまとめについて、配布資

料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

- ア 3点ある。1点目は、まとめの冒頭・前文として、コロナで活動の制限を受けたこと、その中でも職員研修会などはかなり多く実施したということに記載した方がよい。2点目は、各説明会や研修会の合計参加人数を第3期のまとめと同じような形で記載してもらいたい。3点目は、書面会議の意見について賛成であること。協働のまちづくり推進条例の答申で提案した4項目が進むように促進委員会でもモニターしていく必要がある。
- イ (会長) 冒頭にコロナ禍の状況を踏まえた全体の総括のようなイントロダクションに記載するのがよいと思う。コロナ禍でこういう成果が出ているという記載などがあつたらよい。また、各説明会等の合計参加人数も記載頂けたらと思う。加えて、書面会議の意見についても反映し、申し送り事項に追記していただけたらと思う。
- ウ 第4期まとめに記載の申し送り事項に「地域ごとのまちづくり計画を協働で推進していく仕組みについて、運用を進める中で気づいたことなどについて随時、まちづくり協議会代表者交流会や地域ごとのまちづくり計画推進部会で意見交換をし、必要な修正を行いながら運用を進める。」とあるが、ここでいう必要な修正とは何を指しているのか。推進シートや対話シートがうまく活用されて課題が置き去りにされずに進んでいるなら修正は不要で、進んでいないなら修正が必要ということか。
- エ (事務局) 完成した仕組みで進めていく中で、あまりにも負担がかかりすぎる、また、こういうことを記載した方がいいんじゃないかという意見をいただきながら、随時修正していければという趣旨である。
- オ 条例ができた際、一般的に市はどのように住民に周知を行っているのか教えてほしい。
- カ (事務局) 協働のまちづくり推進条例については、制定前から説明会やパブリックコメントを実施し、市民の意見を取り入れながら作成した。制定後の周知については、コロナの影響で市民説明会などが実施できていない。条例の周知については継続的に行っていく必要があると考えている。
- キ 3、4年前から市民説明会に大々的に力を入れたらどうかと申し上げてきた。およそ100人足らずの人が集まったところで説明会をしたことについて、「市民説明会をしました」と市が言うのは無理がある。少しお金をかけて大きな会場で実施するとか、機会あるごとに条例のリーフレットを会場に置くなどしていくなど、力の入れ方を変えてはいかがかなと思う。
- ク (会長) これを申し送り事項に記載しておくというのも一つの手段。「条例を作ったがより多くの市民の方々にご理解いただけるような手段を今後検討していただきたい」というような内容を申し送り事項に記載いただけたらと思う。
- ケ 第3期のまとめでは、申し送り事項として、「市民説明会及び職員研修の効果検証を行う」という記載があつたが、第4期まとめでは入っていない。協働のまちづ

くり推進条例ができ、状況が変わっているところについて、市民や職員に伝えていく方法を課題として申し送り事項に記載してはどうか。私が関連している児童館事業があるが、議論の中で協働のまちづくり推進条例などの話が前提になっていない。その点が問題であると実感している。

- コ (会長) 単に周知するだけではなく、効果検証していくということも申し送り事項に追加してもらえたらと思う。
- サ 第4期まとめの申し送り事項に「協働のマニュアルについて、発行から3年以上経過しているため、マニュアル全体の検証を行う」とあるが、第3期のまとめにも同様の記載があった。よって、第4期まとめの記載は、「協働のマニュアルについては第4期で実施予定であったが実施できなかったため第5期に申し送る」という記載にしておいた方がよい。
- シ (事務局) 第4期においては、計画部会と契約部会の審議状況に合わせて協働のマニュアルの検証についても行っていきましょうということになっていた。第5期においても各部会での審議状況を鑑みながらタイミングを見て協働のマニュアルの見直しが展開されていくと思っている。
- ス (会長) そのあたりのもう少し丁寧な説明を追記することが必要というのが委員からの指摘だと思う。協働のマニュアルの見直しに関する申し送り事項の記載については、先ほどの説明内容を少し付け加え、申し送り事項として記載する形で進めていただければと思う。
- セ 思い付きの意見であるが、協働のまちづくり推進条例のリーフレットを、一定期間どの施設に行っても置いてあるという状況にし、その旨周知していただければいいのではないかなと思う。
- ソ (会長) その辺りは具体的な内容なので、第5期で周知の仕方について議論をする際、こういった意見が話題に挙がっていたということ伝えていければと思う。
- タ 協働のまちづくり推進条例においてはまち協のメンバーの中には地域の社会福祉法人や事業者も入ると明記されているので、条例のリーフレットについても社協として周知を工夫していきたい。
- チ (会長) いろいろなところで配布していただけたらよい。
- ツ (会長) 今回、職員研修は、研修会場で講義動画を放映するという形でやっていただいた。その分、人数が集中しないように1回あたりの参加人数が減っている。それらの点について、第4期まとめの研修の記載の初めの箇所一言付け加えてもらえたらと思う。私も講義動画を録画して研修会で流してもらった。そういうやり方が初めてできたと思うので、このやり方を他の研修会や講演会に広げていただく可能性が出てきていると思う。そういうやり方でやれるよということを庁内でも広げていただけたらと思った。
- テ まちづくり協議会の会議の中で、協働のまちづくり推進条例について議論する時間がなかなか取れない。周知用の動画を作成してもらえたら、それを流すことで気軽に周知を行える可能性もある。こういう動画を用意することも第5期で検討

してもらえたらと思った。

ト (会長) コロナ禍での研修会や説明会、地域活動のあり方についてなど、この辺りを全般的に考えることが必要じゃないかという申し送りを記載してもらえたらと思う。

ナ (会長) 様々な意見をいただいた。最終的な取りまとめは私と事務局で行ってよいか。(異議なし。)

ニ (会長) 周知についての参考情報として、コロナワクチンの職域接種を大劇場の空きスペースで実施したということがある。条例の周知についても阪急にご協力いただいて大劇場や文化芸術センターを利用していただけたらと思う。

ヌ ぜひ、ベガ・ホールやソリオホールも利用していただけたらと思う。

3 その他

第4期最後の委員会であるため、一部の委員及び事務局から挨拶を行った。

4 閉会

以 上

書面会議ご意見一覧

No	日付	該当する議事 議事(1)：協働契約に係るガイド ラインの作成について 議事(2)：第4期まとめについて	意見の内容
1	令和3年9月13日	議事(1)：協働契約に係るガイド ラインの作成について	ガイドラインの作成の進め方については異議はありません。
2	令和3年9月13日	議事(2)：第4期まとめについて	職員研修会で「宝塚市協働のまちづくり推進条例」の説明をなされています。ゆえに、説明を聞かれた職員は同推進条例の意義を理解されているものと推察します。第5期への申し送り事項に、同推進条例の意義がどの程度行政内で共有され施策に生かされているかを注視することを追記してはどうでしょうか？
3	令和3年9月15日	議事(1)：協働契約に係るガイド ラインの作成について	現在、本市では極めて厳しい財政状況の中で、成果重視で事務事業の見直しを行っており、事務事業の検証を有効性（成果）と効率性（コスト）の観点で行うこととしております。ここで成果を出すための費用（コスト）をどのように考えるかがポイントとなりますが、成果を出すために対価（正当な費用）を支払うことは当然であり必要です。正当な人件費や間接的経費を効率的・効果的に使われるのであれば、協働契約の積算に参入することは問題ないと思います。財政が極めて厳しいのであれば、事務事業の優先度を決め、廃止・縮小を考えるべきです。